

# くらしの情報

## 北海道日本ハムファイターズ戦にご招待！ ～新篠津村応援デー～

北海道日本ハムファイターズでは、4月21日（木）午後6時から札幌ドームで開催される埼玉西武ライオンズ戦のC指定席に村内にお住まいの方50組100人をご招待します。  
※応募多数の場合は抽選となります。

### ○申込方法／球団Web（パソコン・スマートフォン・携帯電話）

#### 【パソコンの場合】

[www.fighters.co.jp/kansen](http://www.fighters.co.jp/kansen)にアクセスし、申込フォームに必要事項をご入力ください。

#### 【スマートフォン・携帯電話の場合】

下記のQRコードよりアクセスし、申込フォームに所定事項をご入力ください。



### ○申込期間／3月1日（火）から3月29日（火）

### ○その他／当選者の方でS指定席、A指定席等を希望される場合は、試合当日にチケット引換場所にて座席変更を受付いたします。（有料・席数限定あり）

また、ご応募いただきました個人情報は、株北海道日本ハムファイターズが適切に管理し、本件を含むチケット関連のDM・アンケート等による案内以外には利用いたしません。

### ○注意事項／会場内でファウルボールや折れたバット等により負傷された場合、応急処置はいたしますが、主催者・球場管理者に帰責事由がある場合を除き、その後の責任は負いかねますので、ご了承ください。

## 第10回 「建物を取り壊した場合、登記はどうするの？」

建物を取り壊した場合、「建物の滅失登記」が必要になります。

「建物の滅失登記」とは、法務局に登記されている建物が、焼失、取壊し、倒壊によって滅失してしまった場合に、法務局に登記してある建物の表示の登記を抹消し、登記簿を閉鎖するためにする登記です。

「建物の滅失登記」は、申請する義務があり決められた様式の申請書に不動産の表示内容を記載し申請することにより法務局が処理を開始します。

申請しない限りは、永久に登記簿は残ったままです。

存在しない建物の登記簿が残ったままになってしまい固定資産税を払わなければなりません。

登記がされている建物、または、されていない建物…皆様は、ご自身が所有する住宅、倉庫、物置等の不動産がどのような状態で登記されているかご存じですか？

皆様の大切な不動産の登記状況を把握し、建物の滅失した事由を調査し、法務局に、皆様の代理人となり登記を申請できる専門家は土地家屋調査士だけです。

建物の滅失かも…と思ったらお近くの土地家屋調査士もしくは、札幌土地家屋調査士会にお問い合わせください。

### ○問合先／札幌法務局江別出張所 ☎ 011-382-2132 HP <http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo> 札幌司法書士会 ☎ 011-272-9035 HP <http://www.sihosyosi.or.jp/> 札幌土地家屋調査士会 ☎ 011-271-4593 HP <http://www.saccho.com/>



ペットはマナーを守って飼いましょう！

